

総社市告示第110号

総社市住民基本台帳の閲覧等事務取扱要綱（平成18年総社市告示第97号）の一部を次のように改正する。

平成27年12月25日

総社市長 片岡 聡 一

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧並びに住民票の写し及び住民票記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）及び戸籍の附票の写しの交付に関し、必要な事項を定めることにより、住民の基本的人権の尊重、個人情報の保護及び適正な事務処理の運用に資することを目的とする。</p> <p>(閲覧者の本人確認)</p> <p>第6条 市長は、次のいずれかの方法により閲覧者の本人確認を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人又は法人の申出による閲覧の場合</p> <p>(ア) <u>個人番号カード、運転免許証、運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。）、旅券、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、在留カード、特別永住者証明書又は官公署の発行した免許証、許可証、資格証明書等であって、本人の写真を貼り付けたもの（写真に特殊な加工を施し、又は契印のあるものに限る。）</u></p> <p>(イ) <u>閲覧者が本人であることを確認するために文書で照会したその回答書及び健康保険の被保険者証、年金手帳、その他官公署が発行した資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの。ただし、通知カー</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この要綱は、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号。以下「法」という。）に規定する住民基本台帳の一部の写しの閲覧及び住民票等の写しの交付に関し、必要な事項を定めることにより、住民の基本的人権の尊重、個人情報の保護及び適正な事務処理の運用に資することを目的とする。</p> <p>(閲覧者の本人確認)</p> <p>第6条 市長は、次のいずれかの方法により閲覧者の本人確認を行うものとする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 個人又は法人の申出による閲覧の場合</p> <p>(ア) <u>住民基本台帳カード又は旅券、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証又は資格証明書等（本人の写真が貼付されたものに限る。）</u></p> <p>(イ) <u>閲覧者が本人であることを確認するため、文書で照会したその回答書及び健康保険の被保険者証、年金手帳、その他官公署が発行した資格証明書等であって、市長が適当と認めるもの</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ドは除く。</u></p> <p>(住民票の写し等の交付)</p> <p>第12条 市長は、<u>住民票の写し等</u>の交付の請求があった場合には、特別の請求がない限り、法第7条第4号、第5号及び<u>第8号の2</u>から第14号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付するものとする。</p> <p>(交付請求の拒否)</p> <p>第13条 市長は、<u>住民票の写し等及び戸籍の附票の写し</u>の交付の請求について、請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる。</p> <p>(電話による照会)</p> <p>第14条 市長は、電話による<u>住民基本台帳及び戸籍の附票等</u>の記載事項に関する照会には応じないものとする。ただし、官公署の職員からの職務上の照会については、照会者及び照会の内容等の真偽を確認してこれに応じることができる。</p>	<p>(住民票の写しの交付)</p> <p>第12条 市長は、<u>住民票の写し</u>の交付の請求があった場合には、特別の請求がない限り、法第7条第4号、第5号及び<u>第9号</u>から第14号までに掲げる事項の記載を省略した写しを交付するものとする。</p> <p>(交付請求の拒否)</p> <p>第13条 市長は、<u>住民票の写しの交付</u>の請求等について、請求が不当な目的によることが明らかなきときは、その請求を拒むことができる。</p> <p>(電話による照会)</p> <p>第14条 市長は、電話による<u>住民票等</u>の記載事項に関する照会には応じないものとする。ただし、官公署の職員からの職務上の照会については、照会者及び照会の内容等の真偽を確認してこれに応じることができる。</p>

附 則

この告示は、平成28年1月1日から施行する。